

事業主 各位

新緑の候 貴社、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃からハローワークの業務にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、人材募集の際にご活用いただいている実習型雇用支援事業につきましては、事業の重点化を図る観点から、平成22年5月10日以降当分の間、求人申込み及び職業紹介について以下のとおり取扱うこととなりました。

当該事業の運営にご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

<求人>

“一般の募集”と“実習型雇用の募集”を同時に行う「実習型雇用併用求人」が廃止されます。

これに伴い、求職者への求人情報提供は、下記の対象求職者に対してハローワークの窓口で個別に行うこととなります。

<対象求職者>

対象求職者の重点化を図る観点から、以下のいずれかに該当する者に限定されます。

- ・基金訓練修了後、1箇月以上経過しても就職が決まっていない者であって、希望する職種の経験がない者。
- ・平成22年5月8日までの間に、実習型雇用の対象者として登録している者。

※ 詳細は裏面をご覧ください。

平成22年5月10日

ハローワーク木場 事業所第一部門

Tel 03 (3643) 8605 (ダイヤルイン)

# 実習型雇用に係る当面の取扱いについて

実習型雇用支援事業につきましては、多くの事業主の皆様にご活用いただき感謝申し上げます。

さて、このたび事業の重点化を図る観点から、平成22年5月10日以降当分の間におきましては、以下のとおり取扱うこととなりました。

## 1 併用求人（求人的一般公開）の廃止

今後、お申込みいただく求人（有効期限が切れ、更新する場合も同様です）につきましては、“一般の応募”と“実習型雇用”の両方で募集する「併用求人」が廃止されます。

今後の実習型雇用求人につきましては、下記2の求職者に対して、ハローワークで個別に情報提供をする「専用求人」となり、ハローワークの求職者用（求人検索用）端末やインターネットでの掲載は行わないこととなります。

そのため、通常の求人として募集するのに比べて応募が少なくなる可能性がありますので、ご了承願います。

※すでに「実習型併用求人」として募集している場合につきましては、当該求人の有効期間中に限り専用端末等で一般公開されますが、対象となる求職者は下記2のとおりです。

## 2 対象となる求職者の変更

対象となる求職者は以下のいずれかに該当する者に限定され、対象者へはハローワークの窓口で個別に情報提供いたします。

- ・基金訓練修了後、1箇月以上経過しても就職が決まっていない者であつて、希望職種の経験がない者
- ・平成22年5月8日までに実習型雇用の対象者として登録している者

### 基金訓練とは…

基金訓練は、ハローワークに仕事の申込みをしている者（求職者）に対して、専修・各種学校、教育訓練企業、NPO法人、社会福祉法人、事業主などが、中央職業能力開発協会により訓練実施計画の認定を受けて行う職業訓練（無料）であり、次のような内容のものがああります。

- ① 職種に関わりなく再就職に必要なITスキル等（文書作成、表計算・図表作成、プレゼンテーション制作など）を習得するための3箇月程度の訓練
- ② 医療、介護・福祉、IT、電気設備、農林水産業、その他地域で必要とされる人材に求められる基本能力から実践能力までを習得するための3箇月～1年程度の訓練
- ③ 社会教育、環境保全などの社会的事業等分野で就職したり、事業の担い手となるために必要な技能を習得するための3箇月～1年程度の訓練

※ 都内の基金訓練数は約200コースが設定されており、定員は10～30名程度です。